

意見案第5号

地域における医療提供体制への十分な支援を求める意見書

国民の生命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策における有事の医療提供体制と新型コロナウイルス感染症対策以外の平時の医療提供体制は、車の両輪として何としても維持しなくてはならない。

先般、令和3年10月以降の医療機関等における感染防止対策支援の継続及び新型コロナウイルス感染症の診療等における特例的な評価の拡充が決定され、今後、各地域において、医療機関がより一層連携し、新型コロナウイルス感染症への対応を進めていく体制を構築していくために、必要な支援が盛り込まれたところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応のための補助金を除いた医療機関の収益は、大きく減収となるなど、地域の医療提供体制は、依然として厳しい状況にさらされている。

よって、国においては、各医療機関が地域の実情にきめ細やかに応え、医療提供体制を確保するためにも、引き続き十分な支援措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 小畑保則